

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表

令 和 4 年 10 月 28 日

担
当

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 岩城好洋

室長補佐（指導担当） 本間 徹

電話 075-241-0504

出生時育児休業（産後パパ育休）がスタートしました！ ～初の労働者向け動画の作成、相談窓口を強化～

令和4年10月1日から出生時育児休業（産後パパ育休）等が施行されたことを受けて、京都労働局（局長 赤松 俊彦）では、男性の育児休業取得をより一層推進することを目指し、出生時育児休業をはじめとした改正育児休業制度等について解説する、

初の労働者向け動画「パパ・ママになる労働者の方へ 育児休業について」を作成しました。

また、労働者・事業主双方からの育児休業制度等に関する相談窓口を強化し、みなさまからのお問い合わせに対応いたします。

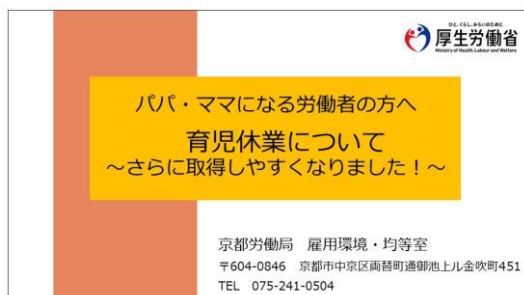
労働者向け動画「パパ・ママになる労働者の方へ 育児休業について」＜15分＞

掲 載 先

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_00253.html

京都労働局 HP＞各種法令・制度・手続き＞雇用環境・均等関係＞育児・介護休業法

（サムネイル画像）



（掲載先）



労働者向け動画の
作成は、東京都に
次いで全国2番目！

育児休業制度等相談窓口

窓 口 京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-0504
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 京都労働局1階

受付時間 8:30～17:15（土日祝、年末年始除く）

相談の例

【労働者から…】

「配偶者が出産予定だが、どれくらいの期間育児休業を取れるのか知りたい」、
「育児休業の取得を申し出たら、上司から取得を控えるように言われた」等

【事業主から…】

「産後パパ育休がどのような制度か教えてほしい」、
「どのように社内規定したらよいか分からない」等